

## 飲食店まん延防止緊急支援金の対象期間の再延長について

本日、国において、石川県全域に適用されている「まん延防止等重点措置」を3月21日までとする期間の再延長が決定し、これを受け、石川県において、飲食店に対する営業時間の短縮や酒類提供の自粛要請が継続されることとなったことから、石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金に本市独自に上乗せする緊急支援金の対象期間を再延長する。

### 1. まん延防止等重点措置の適用期間

(再延長前) 令和4年1月27日～3月6日 (39日間)

(再延長後) 令和4年1月27日～3月21日 (54日間)

### 2. 飲食店まん延防止緊急支援金（第4次・第5次）の支給及び申請受付

営業時間の短縮や酒類提供の自粛に協力した市内の飲食店に対して支援金を支給

区分	助成割合	対象期間	申請受付
第4次	県協力金(第8次)の10%相当	令和4年1月27日～2月20日(25日間)	令和4年3月7日から
第5次	県協力金(第9次)の10%相当	令和4年2月21日～3月21日(29日間)	県協力金(第9次)の申請開始後(予定)

### 3. 支給額（1店舗あたり）

区分	いしかわ新型コロナ対策認証店 (以下のいずれかを選択)		その他
営業時間	5時～21時	5時～20時	5時～20時
酒類提供	20時まで提供可	終日、提供自粛	終日、提供自粛
支給額	中小企業	2.5～7.5千円/日	3千円～1万円/日
	大企業	最大2万円/日	

### 4. 問い合わせ先

金沢市事業者支援金コールセンター（3月7日開設）

TEL 076-220-2127

(飲食店まん延防止緊急支援金、事業復活臨時支援金)